

匿名・流動型犯罪グループ対策における重点取組対象事犯の指定及びその  
実態解明・取締り等の推進について

令和6年12月11日

警察庁丙組二発第17号、丙刑企発第67号、丙生企発第349号、丙交企発  
第103号、丙備企発第109号、丙サ企発第82号

警察庁刑事局長、警察庁生活安全局長、警察庁交通局長、  
警察庁警備局長、警察庁サイバー警察局長から

各都道府県警察の長、庁内各局部課長宛て

(参考送付先) 各附属機関の長、各地方機関の長

(概要)

匿名・流動型犯罪グループの関与がうかがわれる事犯のうち、重点的に実態解明・取締り等を推進すべき事犯を重点取組対象事犯に指定するとともに、その実態解明・取締り等に向けた取組について定め、各都道府県警察及び庁内各局部課において、これを踏まえた同グループの戦略的な実態解明・取締り等を推進するよう示達したものである。